

## 議案第1号

# 熊本県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の改正について

このことについて、別紙のとおり改正することとする。

### (提案理由)

「熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」及び「熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」の一部改正を踏まえ、関係規定を整理する必要がある。

### 参考

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(平成20年熊本県教育委員会規則第5号)

#### (委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

## 規則案の概要

### 1 規則の名称

熊本県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

### 2 制定の必要性

「熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」及び「熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」の一部改正により当該条例及び規則の対象が行政手続に限られなくなったこと等を踏まえ、関係規定を整理する必要がある。

### 3 内容

(1) 「熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」及び「熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」の一部改正を踏まえて次のとおり規定を整理する。

ア この規則の題名を「熊本県教育委員会における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に改める。

イ この規則で引用する規則の題名の変更に伴い文言を整理する。(本則関係)

(2) その他所要の規定の整理を行う。

(3) この規則は、公布の日から施行する。

熊本県教育委員会規則第 号

熊本県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

題名を次のように改める。

熊本県教育委員会における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

本則中「情報通信の技術を利用する」を「情報通信技術を利用する」に、「熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「熊本県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年熊本県教育委員会規則第2号)新旧対照表

新	旧
<p>熊本県教育委員会における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則</p> <p>本則 熊本県教育委員会に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、熊本県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則(平成17年熊本県規則第4号)の規定の例による。</p>	<p>熊本県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</p> <p>本則 熊本県教育委員会に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年熊本県規則第4号)の規定の例による。</p>